

玉野市学校給食等における食物アレルギーの対応の方針について

令和3年1月14日

玉野市教育委員会学校教育課

1 基本的な考え方

○国の対応指針（「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月）や、県の対応方針（「岡山県学校給食等における食物アレルギー対応方針」平成28年月）に基づいた対応とする。

- ・組織的な対応、保護者並びに関係機関との連携
- ・医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須 等

※令和3年度中に、玉野市学校給食等における食物アレルギーの対応の手引きを改訂予定

2 基本的な流れ

①(全員)

- ・食物アレルギーの有無の調査

②(学校生活での配慮や管理等を希望する場合)

- ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出

③(必要に応じて)

- ・保護者との面談

3 学校生活管理指導表について

- ・医療機関で受診し、学校生活管理指導表は医師に判断・記入をしてもらうこと
- ・学校生活管理指導表の文書料は、1項目500円(消費税別)で対応の医療機関あり

※別紙「玉野市医師会『学校生活管理指導表』対応医療機関一覧」参照

- ・学校生活管理指導表の提出がない場合は、適切なアレルギー対応ができないので、学校給食に限らず、食物・食材を扱う授業や活動、体育や部活動等運動、宿泊を伴う活動や校外活動等、学校生活や教育活動全般において、アレルギー対応を要する場合は提出すること
- ・来年度から適切な対応ができるように、学校の指示により提出期限内に提出すること

4 その他

- ・学校給食における食物アレルギー対応については、来年度も今年度同様の対応とし、特に除去食対応等行うものではありません。
- ・学校給食については、令和4年9月から新学校給食センターでの提供予定で、新学校給食センターによる学校給食における食物アレルギー対応は、現在、検討中です。令和3年度中に方針や詳細についてお知らせすることとなります。